



## 【本号のトピックス】

支部設立に向けて／日本老年歯科医学会専門医制度の導入について／

平成 22 年度 認定歯科衛生士専門審査の報告

## 支部設立に向けて

理事長 森戸 光彦

来年度の支部設立を目指して「支部組織検討委員会（水口俊介委員長）」に原案を作成してもらいました。都道府県単位での組織を基本に考えてもらいました。しかし、会員の数はまちまちで、少ない県は数名というところもあります。その結果、地域によっては隣接する県あるいは府が協力して支部をスタートして頂きたいと考えています。

支部設立の目的は、次の通りです。

- ①学会活動の浸透と会員の確保=いっしょに活動する裾野を広げる。
- ②地区歯科医師会との連携を強固にする（研修企画委員会・沖本公繪委員長との連携）。
- ③学問に裏付けられた高齢者歯科医療を各地域にあった形で伝達する（地域保健医療福祉委員会・那須郁夫委員長との連携）。
- ④地域に根差した多職種連携を進める（多職種連携委員会・柿木保明委員長と連携）。
- ⑤専門医制度におけるカリキュラムの実施母体となる（認定制度委員会・井上農夫男

委員長と連携）。

- ⑥歯科衛生士学校の高齢者歯科教育の相談に乗る。

などです。もちろん、委員会を軸にして、学会本部とのパイプを緊密にしての活動を進めていきたいと考えています。

地区割りの詳細や中心になって支部を支えて頂く方々について、現在検討しています。様々なご承諾を得ながらの作業ですので、もう少し時間が掛かると思います。決まり次第、ホームページに掲載しますので、ご自分の地域をよく確かめて頂いて、運営にお力を貸し頂きますよう、よろしくお願いします。



# 日本老年歯科医学会専門医制度の導入について

認定制度委員会委員長 井上 農夫男

すでに News Letter No.1 で皆様にご案内いたしましたように本学会は「専門医制度」の導入に向けて検討を始めましたので、今後の認定医制度と専門医制度についてその概要をお知らせします(下図を参照)。

- (1) 専門医制度は高齢者の歯科診療に常時従事する臨床系歯科医師に特化したものであることから、従来の学際的分野を包含する認定医制度に併設して専門医制度を導入することにしました。
- (2) 認定医申請資格は、今後は会員歴、研修歴とも3年以上が要件になります。
- (3) 専門医申請資格は会員歴、研修歴とも5年以上で、認定医資格を取得後に通算2年以上研修を修めることが要件になります。
- (4) 専門医指導医資格の申請は専門医として通算5年以上にわたり高齢者の歯科診療に従事することが要件です。認定医指導医資格は認定医として通算7年以上の研修を修めることが要件になります。何れの場合も10年以上の会員歴を要します。
- (5) 認定医、専門医及び指導医の資格認定には適正な試験を実施します。

(6) 認定医制度暫定期間に、すでに認定医及び指導医を取得している者は、専門医及び専門医指導医を申請することができます。

(7) 今後の専門医制度設立予定

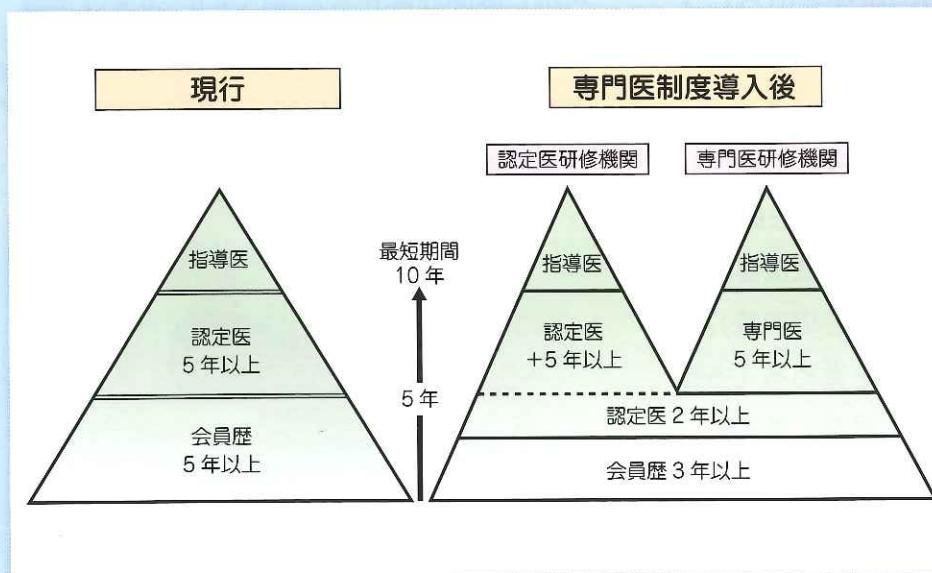
1. 専門医制度規則・細則の制定(平成23年6月16日予定)
2. 専門医制度暫定期内規の制定(平成23年6月16日予定), 本制度は施行から2年間に限り運用される
3. 第1回専門医認定試験の実施(指導医を対象に平成23年11月頃)

## 平成23年度認定医・指導医・研修施設申請のご案内について

▷申請締め切りを平成23年2月14日(月・必着)とさせていただきます。

平成23年第22回日本老年歯科医学会総会学術大会は第27回日本老年学会総会と併催の年で、都合上、締め切りが早くなっています。

▷詳細はホームページ(<http://www.gerodontology.jp/nin.html>)に案内いたします。



## 平成22年度 認定歯科衛生士専門審査報告

歯科衛生士関連委員会  
委員長 山根 瞳

12月12日(日),初めての認定歯科衛生士専門審査が日本歯科大学生命歯学部で行われました。北海道から九州まで,51名の受験者はひとりの欠席者もなく,中には赤ちゃんとそのおもり役のおばあちゃんもご一緒という方もいらっしゃいました。

受験者は,もちろん歯科大学の中でご活躍の方もいらっしゃいますが,総合病院やリハビリテーション病院,口腔保健センターそして歯科医院に勤務するかたわら老健施設で活躍されるなどさまざまな環境で仕事をされていました。「口頭試問は卒業以来何十年も受けていません」とおっしゃる方もあり,緊張した面持ちで開始時間をお待ちになっていました。ところがいったんプレゼンテーションが始まると,症例や事例のことだけでなく,老年歯科に対する熱い思いや,今後の学会への関わり,後進の指導についてなど皆様時間いっぱい語られていました。

今回は初めての審査で周知期間も短かったこともあり,書類を整えるのが間に合わず受験されなかつた方がいらっしゃると思いますが,ぜひ来年の専門審査を受けて頂きたいと思っています。また専門審査に合格され,認定歯科衛生士となられた方は,ご自身のためにさらなる研鑽を積まれるだけでなく,学会の認定歯科衛生士として,後輩の指導や学術大会でのご活躍を期待致しております。



今回の専門審査では50名が合格し,12月に行われます本会の理事会に報告された後,日本歯科衛生士会に推薦されます。

1月に開かれます日本歯科衛生士会の認定委員会で合格となりますと,制度発足当初の5人の認定歯科衛生士を含め,今年度中に55名の認定歯科衛生士が誕生する予定です。

### お知らせ

#### 平成23年度の 認定歯科衛生士専門審査のご案内

▷平成23年度の認定歯科衛生士専門審査は11月下旬または12月上旬に行う予定です。提出書類の書き方など多少変更されますので,学会誌・ホームページでご確認ください。

また,長い間学会活動をしてきたが特定の指導医との関わりがないため受験できないとお考えの方は,早めに事務局にご相談ください。

▷詳細はホームページ  
(<http://www.gerodontology.jp/hygienist.html>)  
に案内いたします。

受付日

## 一般社団法人日本老年歯科医学会入会申込書

一般社団法人日本老年歯科医学会への入会をご希望の方は、下記に必要事項をご記入の上、FAXあるいは郵送にて、本会事務局までご送付下さい。なお、入会金および年会費(合計12,000円)は、銀行振込みあるいは現金書留のご都合の良い方法でご納入下さいますようお願いいたします。銀行振込みでご納入いただいた場合には振込依頼書等のコピーを【編集後記】の欄に貼付の上、ご送付下さい。

入会金：2,000円、正員会員費：10,000円(4月～3月) \*年度途中から入会されても入会金、正員会員費に変更はありません。

\* 銀行振込先：三菱東京 UFJ 銀行 駒込支店 普通預金 1296121 別口一般社団法人日本老年歯科医学会 代表理事 森戸光彦

<事務局> 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 (財)口腔保健協会内 FAX: 03-3947-8341

会員 No.					性別	1 男	2 女	生年月日 (西暦)	年 月 日							
氏名	フリガナ								アルファベット(ローマ字・英語等の表記)							
	漢字				姓 名											
最終学歴		(学校名)						1	学部卒	卒業年 (西暦)	年(卒・見込)					
勤務先	郵便番号	—		TEL					希望送付先	0	勤務先	1	自宅			
				FAX												
	住所															
	勤務先名称															
	※フリガナ															
現住所	Eメール									※Eメールの フリガナ例				ゼロ 仔 ヨン サ アイ エル オ 0 1 4 7 i 1 o		
	郵便番号	—		TEL												
				FAX												
	住所															
	ビル名 気付等															
※フリガナ																
Eメール																
日本歯科医師会 会員区分	0	会員でない	職種	0	歯科医師	4	保健師	勤務先	0	大学	1	病院	2	開業		
	1	会員である		1	歯科衛生士	5	看護師		3	その他	3	その他( )				
	2			2	歯科技工士	6	( )									
	3			3	医師											
※年度末にお申込の場合、ご希望の入会年度にレ印を付けて下さい。								<input type="checkbox"/> 年度内入会希望 <input type="checkbox"/> 次年度入会希望								
※現在加入している他の学会名をご記入下さい。																

\*ご入会は学会HP(<http://www.gerodontology.jp/form/form>)でもお申込み頂けます。

## 編集後記

老年歯科医学会 News letter も vol.2となりました。森戸理事長が vol.1 で述べられているように、我が国の老人人口比率は 23% となり、世界初の超高齢社会となっています。高齢者歯科診療に従事して 20 年近くになりますが、この変化は外来患者数の増加として日々実感しています。それとともに強く感じるのが最近の医療技術の驚くべき進歩です。これは、我々の外来は医学部附属病院からの依頼患者が多いのが一因ですが、医療技術が進歩すれば、一段と平均寿命が伸び、同時に複雑な背景を持つ高齢歯科患者も増えることにな

ります。老年歯科医学会の重要性がますます大きくなるのは間違いないようです。(大渡凡人)



発行人 森戸 光彦

編集 日本老年歯科医学会広報委員会

事務局 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9

駒込 TSビル 401 (財)口腔保健協会内

電話 03-3947-8891 ファックス 03-3947-8341